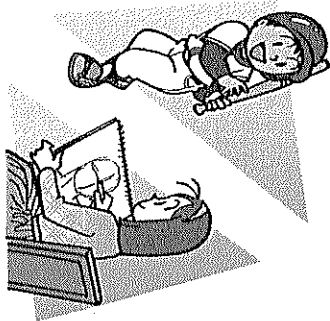


子どもは虐待から守られる

子どもが、自分を育てている人から暴力を受けたり、心を傷つけられたり、ほつたらかしにされたり、むりやり働かされたりすることがないよう、国は、あらゆる方法で子どもを守ります。何かの理由で家族と一緒に暮らせなくなつた子どもや、家族と一緒に暮らすことがしあわせでないと思はれた子どもは、家庭以外の所で暮らすことができます。国は、そんな子どもたちを家庭に代わつて保護し、育てる場所を提供します。大切なことは、子どもが大人になるまで、安心してしあわせに暮らせる場所があることです。

学ぶ権利と遊ぶ権利

子どもはみんな教育を受ける権利があります。そのために国は、無料で初等教育を受けられるようにします。さらに、中等教育や高等教育、仕事をするための教育なども受けることができます。そのために必要な費用が足りない場合は、奨学金などの援助制度を利用できます。



国は、子どもたちが毎日学校に通えるようにし、学校に来られなくなる子どもの数をできるだけ少なくする努力をします。また、学校の規則は、子どもの人間性を尊重し、この条約の内容に従つたものでなければなりません。また、子どもには、年齢にふさわしい遊びを楽しんだり、休息をとったりする権利もあります。絵や音楽を鑑賞する、自分で絵を描いたり楽器を演奏する、好きなスポーツに熱中するなど、文化的な活動や芸術活動、レクリエーション活動に自由に参加することもできます。

国は、子どもたちがこうした活動を楽しむチャンスを提供し、できるだけ多くもてるようにします。

麻薬や性的虐待から守られる

国は、子どもを、麻薬や精神などに作用する薬の不正な使用から守ります。また、このような薬を子どもに与えたり、作つたり売り買いするのに子どもを利用することも、全力をあげて防ぎます。

また、子どもは、性的に利用されたり、虐待されたりすることからも守られています。大人は、子どもに不法な性的行為をしたり、売春などをさせてお金もうけのために利用してはいけません。

おわりに

国際連合は、世界から戦争や貧しさで苦しむ人をひとりでも少なくし、民族や人種、性別、心身の障害などを理由にした差別や偏見をなくすための活動を続けています。こうした活動を支えているのは、人間には誰にでも尊厳があり、同じように大切にされなければならないという考え方です。すべての人の人権を守るといふことです。

「子どもの権利条約」も、こうした考えに基づいて、国連の活動の一環として作られました。

戦争や飢え、災害などの時には、いつも多くの子どもが犠牲になります。また、戦争がなく経済的に豊かだと思われている国でも、いじめで嫌な思いをしていたり、自殺で命を落とす子どももいます。豊かな国でも貧しい国でも、それぞれ事情で苦しんでいる子どもがたくさんいます。こうした中で、それぞれの子どもが本来持つべき権利とは何か、子どもはどのように大切にされなければならないのかを、条約（国と国との約束）として規定することは、とても大切なことです。よい社会を作る一歩になるからです。

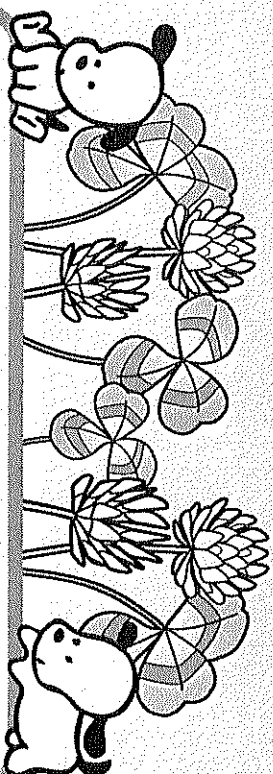
皆さん、子どもの権利条約に示された自分の権利を、大切にしてください。そして、同じように他人にも大切にしてください。すべての人は同じように大切にされなければならないということです。どの国にも、苦しんでいる子どもがいます。大人や国が何をしなければならぬのか、自分が大人になったときに何をすべきか、そしていま自分や友達どうして何かできることはなにか、ぜひ考えてみてください。

※以上の内容は、財団法人北海道青少年育成協会発行資料から転載しました。

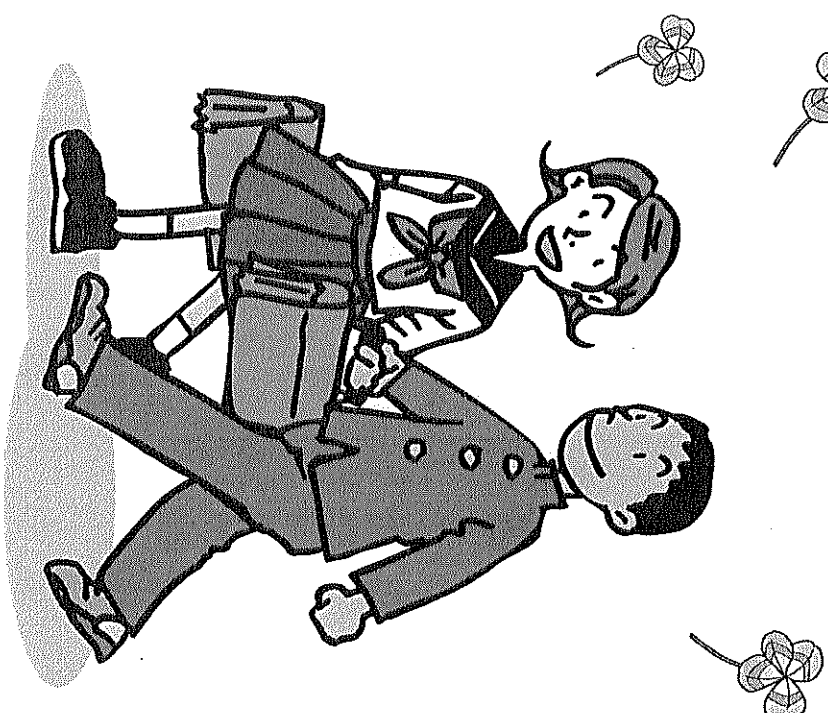
相談機関一覧

子どもいじめ電話相談（子ども専用）	TEL 36—8282
教育研究所	TEL 36—4152
教育委員会	TEL 32—6111 ◆ 指導室 内線 3890 ◆ 青少年課 内線 3863
少年指導センター	TEL 32—6148
子どもの人権 110 番	TEL 0120—007—110
苫小牧警察署	TEL 35—0110
室蘭児童相談所	TEL 0143—44—4152

子どもの権利条約



《中学生の皆さんへ》





子どもの権利条約って 知っている？

はじめに

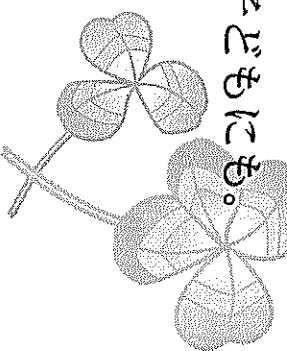
「子どもの権利条約」は世界中のすべての子どもたちが基本的な人権と人間の尊重をもつことを願って、1989年に国際連合で採択されました。今日では、190の国（1997.2.26現在）がこの条約に賛成し、条約の内容を実現することを約束しています。

この条約でいう「子ども」とは18才未満の子どもたちすべてをさします。

「子どもの権利条約」は、全部で54条から成っていますが、このリーフレットでは、中学生の皆さんに、特に知ってほしい条項を選んで、わかりやすく解説しています。

「子どもの権利条約」を批准した国は、この条約の存在と内容をたくさんの人に知らせる義務があります。

大人にも、子どもにも。



子どもはみんな平等

子どもは、自分や家族の人種、皮膚の色、性別、宗教、考え方や地位などで差別されることはありません。すべての子どもはみんな平等に、この条約に定められた権利をもっています。

国は、子どもが、親や家族の地位、活動、意見などを理由に、差別を受けたり、処罰されることから守る努力をします。

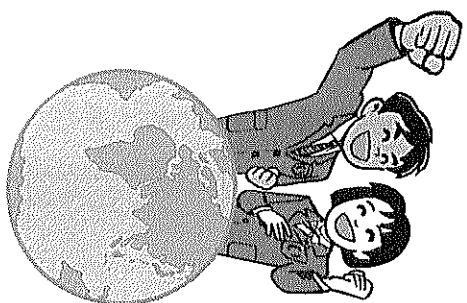
障害のある子どもがいきいきと暮らせるように

心身に障害のある子どもも、社会の中で自立し、いきいきと生活する権利があります。国は、障害のある子どもが、教育や保健サービスなどの様々なサービスを受けられるようになくしてはいけません。

みんな自分の文化を大切にす権利がある

一つの国の中には、いろいろな民族が一緒に住んでいることがあり、それぞれが自分の言葉や習慣、宗教などをもっています。

少数民族や先住民の子どもたちは、その大人たちと一緒に、自分たちの言語、文化、宗教を大切に守っていく権利があります。



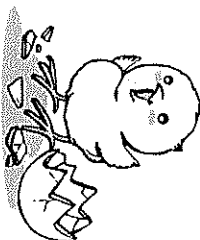
子どもにとって一番いいことって何？

すべての人は、子どもに関係することを決定したり、実行したりするときには、いつも最初に「子どもにとって一番いいことは何か？」を考えなければいけません。

国は、父母をはじめ、子どもにかかわるすべての人と協力して、子どもを守り、育てるために力を尽くします。

かけがえのない命

すべての子どもには生きる権利があります。いきいきと、元気に成長していく権利があります。国は、そんな大切な生命への権利を守らなければいけません。



自由な考えを、自由な形で、自由に伝えよう

子どもには、自分に関係するすべてのことについて、自由に発言する権利があります。また、大人は、子どもの年齢や成長を考え、意見を聞く必要があります。

子どもはいろいろな情報や知識を知ることができ、また、自分の考えや信念を人に伝えることもできます。伝える方法に決まった形はありません。口頭でも、文章でも、絵でも、音楽でも、自分の気持ちを自分なりに好きな形にして表現する自由をもっています。

さらに、同じ考えや同じ趣味の仲間たちと、グループを作ったり、集まったりする権利や、宗教を選ぶ権利もあります。でも、これだけは覚えていて下さい。自由に考えたり、発言したり、集まったりする権利の基本には、大切な約束ごとがあります。それは、他の人の権利や心身を傷つけたり、社会生活の安全を害したりするような方法はいけないということです。その範囲は、法律で決められています。

プライバシーは守られる

自分のことや家族のことや人に知られたくないことや、大切な手紙や日記などを勝手にのぞかれたり、そのことで名誉や信用を不法に傷つけられることはありません。子どもは、そういうことが起きないように、法律で保護されています。

親には子どもを育てる責任がある

子どもを育てる責任は、すべての父親と母親に平等にあります。なかでも大切なことは、子どもが育っていく過程で、子どもにとってのしあわせを第一に考えることです。また、子どもを育てる人は、子どもが何かをするとき、子どもの年齢や能力に応じてアドバイザーしたり、手助けしたりする責任、権利、義務があります。

国は、親または親代わりの人が子どもを健やかに育てられるように支援し、両親が働いている子どもには、保育を行う施設やサービスを提供します。